



団体交渉の日程決定!



2019年4月11日(木) 10時00分より

新潟地本は4月11日(木)10時00分より、申4号・「管理職社員のあるべき姿」に関する申し入れの団体交渉を行います。

「管理職社員のあるべき姿」に関する申し入れ

昨年の新潟地方本部定期大会に出席した代議員から出された管理職社員の車内マナー違反についての発言に基づき、新潟地本は昨年12月に管理職社員のあるべき姿について労使で認識を一致させるため、申4号「管理職社員のあるべき姿」に関する申し入れを提出しました。

JR東日本では日頃からお客さまに対し車内マナー向上の協力を求めています。社員の言動・行動について社会から厳しい目が向けられている昨今において、業務を離れてもJR東日本・JR東日本グループの社員として節度ある行動をとることは全社員に求められています。

人材育成が大きな課題とされている中で、社員の育成を担い社員の模範となるべき管理職社員が、社員相互の信頼関係の崩壊に繋がる言動をとることは、JR東日本の発展をも阻害するのではないのでしょうか。



■ 申4号 申し入れ項目 ■

1. 当社における管理職社員のあるべき姿について明らかにすること。

また、同じ4月11日10時00分から申4号のほか

申12号「大形・さつき野駅への要員配置及び東新潟・越後石山駅の作業ダイヤの見直しに関する申し入れ」の団体交渉も行います!